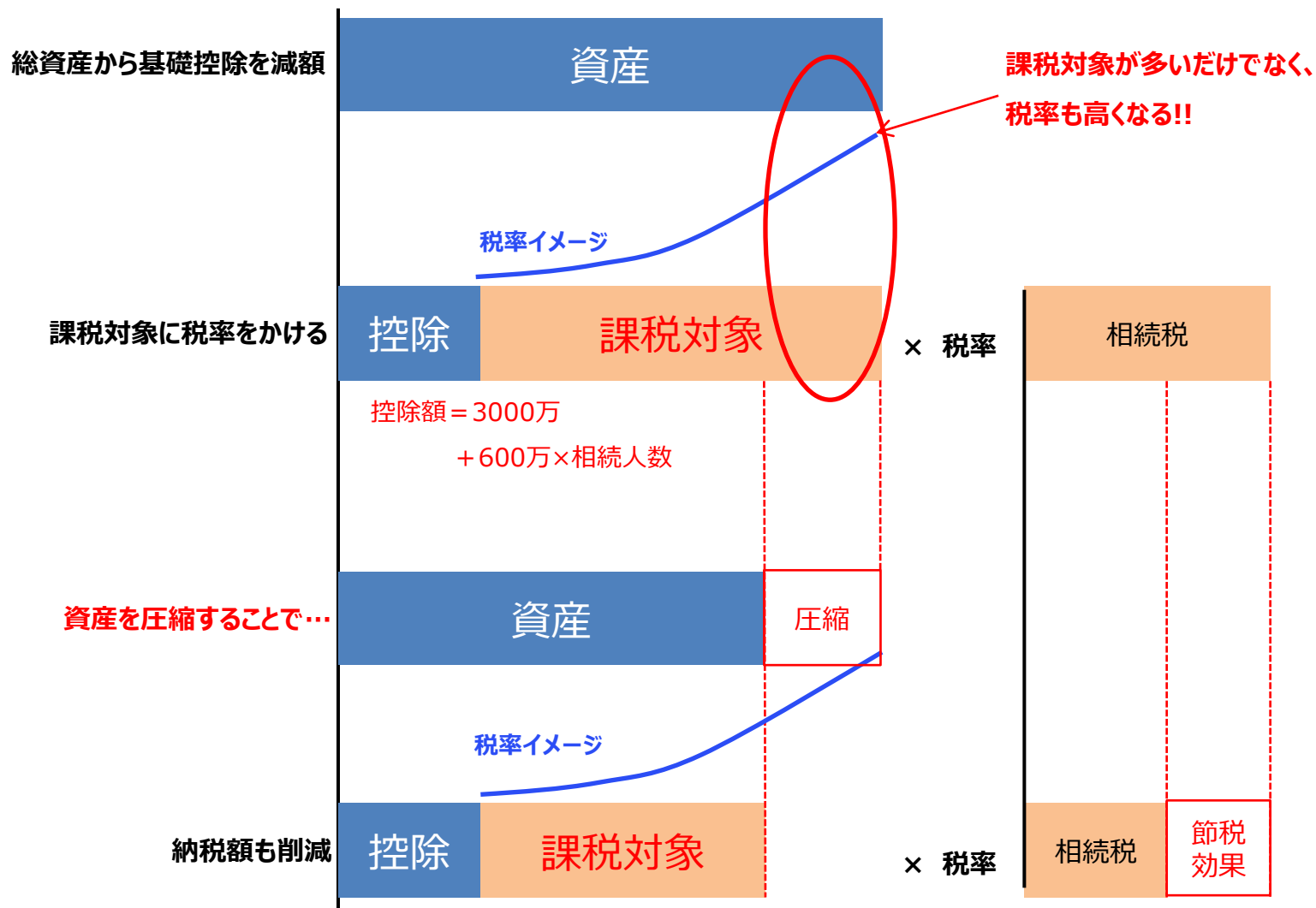


● ● 様

相続対策フレームのご提案

はじめに

はじめに、相続税の仕組みと、節税対策の考え方をご説明します。



はじめに

これまでに、〇〇等の不動産資産の所有権移転により相続資産を減らす対策は講じてまいりましたが、今回、自宅等の不動産資産、株式等の投資資本を中心に対策を検討いたしました。

相続税を減らす対策としては、①土地・建物の評価を下げる。②現預金を相続人に移転する。が考えられますが、比較的現実的な対策について、以下にご提案させていただきますので、内容をご理解頂くとともに、検討可能かどうかご判断頂きたいと考えております。

※土地・建物の資産を所有されているため、5000万～1億円の税率 = 30%を想定して算出しております。

対策		投下資金	効果
土地の評価	①特定同族会社事業用宅地 の活用		170万
	②小規模宅地の活用		
現預金の移転	③国債・社債を保有する法人を設立		
	④贈与の利用	1,400万	378万
	⑤扶養義務の利用	720万	216万
	⑥スマートビジョンの活用	2,000万	120万
	⑦養子縁組		200万
	⑧死亡保険金の活用	1,500万	450万
		5,620万	1,534万

参考：相続税、贈与税の税率

相続税率（平成27年1月より改正）

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税 率	【改正後】 税 率
～ 1,000万円以下	10 %	10 %
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15 %	15 %
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20 %	20 %
5,000万円超 ～ 1億円以下	30 %	30 %
1億円超 ～ 2億円以下	40 %	40 %
2億円超 ～ 3億円以下		45 %
3億円超 ～ 6億円以下	50 %	50 %
6億円超 ～		55 %

贈与税率（平成27年1月より改正）

基礎控除後の 課 税 価 格	【改正前】 税 率	【改正後】 一般税率 (一般贈与財産)(※)	特例税率 (特例贈与財産)(※)
～ 200万円以下	10 %	10 %	10 %
200万円超 ～ 300万円以下	15 %	15 %	15 %
300万円超 ～ 400万円以下	20 %	20 %	
400万円超 ～ 600万円以下	30 %	30 %	20 %
600万円超 ～ 1,000万円以下	40 %	40 %	30 %
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50 %	45 %	40 %
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50 %	45 %
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55 %	50 %
4,500万円超 ～			55 %

①特定同族会社事業用宅地 の活用

特定同族会社…発行済株式の50%超を1株主グループにより支配されている会社



〇〇は「該当」

制度概要：

**「特定同族会社」が不動産賃貸以外の事業を行うために土地を貸している場合、
土地400㎡までは評価額を80%減額する事が出来る。**

対象面積	200㎡	建物 約100㎡ + 前面敷地 約200㎡
評価額	35,515円/㎡	評価額8,433,747円÷面積237.47㎡
評価額減	5,682,400円	$200\text{㎡} \times 35,515\text{円/㎡} \times 80\%$
効果	1,704,720円	$5,682,400\text{円} \times \text{相続税率 } 30\%$

条件等

①土地について、法人→〇〇様への借地料が必要になります。 賃料 7,300円/月

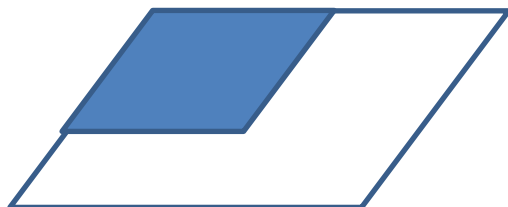
※固定資産税 $34,661\text{円} \div \text{面積 } 237.47\text{㎡} \times 3\text{倍} \div 12\text{ヶ月} \times 200\text{㎡}$

②建物について、〇〇様→法人への売却が必要になります。 固定資産税評価額 586,168円

②小規模宅地の活用

制度概要： 被相続人（亡くなった人）の住居の用に供されていた宅地等は、
240㎡を上限に、80%の評価減が可能になる。

面積だけでの制限であるため、地価の高い土地を所有するほど有利になる。



面積	240㎡
単価	35,000円/㎡
評価額	8,400,000円
削減額(80%)	6,720,000円
効果 × 30%	2,016,000円

面積	240㎡
単価	140,000円/㎡
評価額	33,600,000円
削減額(80%)	26,880,000円
効果 × 30%	8,064,000円

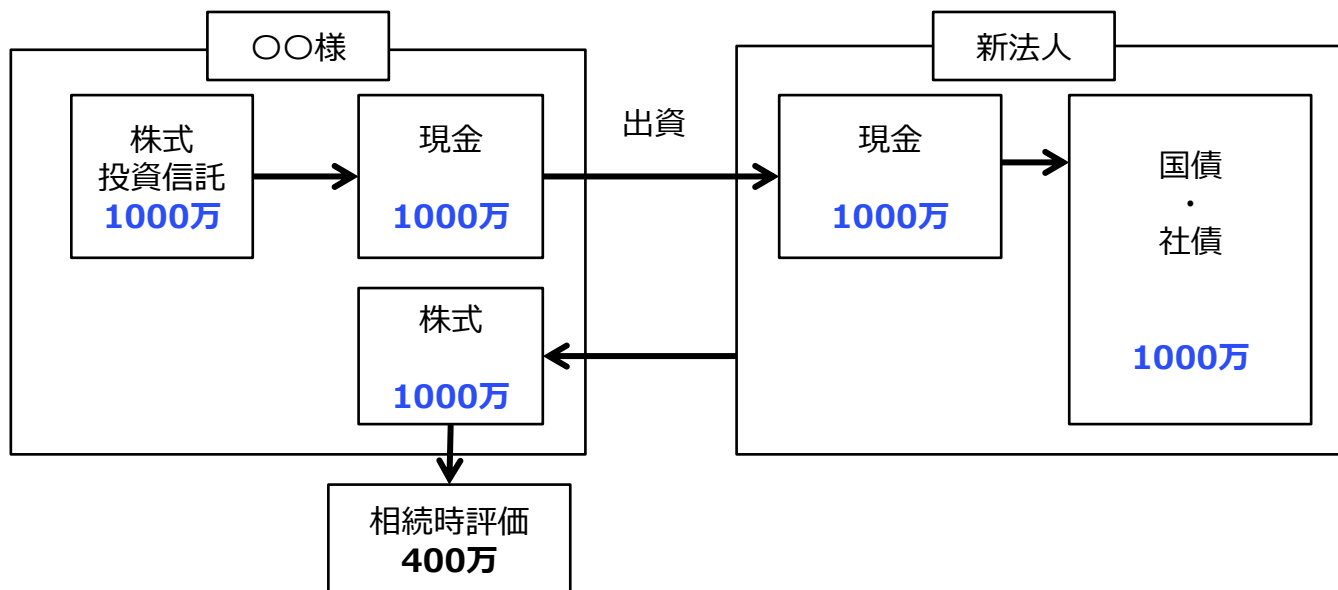
地価が4倍の土地に買い替えることで、6,048,000円の節税効果

※売買に関する税金（不動産取得税等）や、登記費用等も発生するため要注意。

※代々伝わる資産を守る観点からは課題が残る。

③国債・社債を保有する法人を設立

制度概要： 「国債・社債」のみに投資する法人の株式を所有している場合、
その株式を評価すると現金の約60%減の評価になる。



評価額減	6,000,000円	10,000,000 × ▲60%
効果	1,800,000円	6,000,000円 × 相続税率 30%

①株式での所有となるため、すぐに現金化ができなくなる。

②利益はほとんど出ませんが、法人事業税、決算処理等、年15万円位の費用が発生する。

④贈与の利用(非課税範囲での贈与)

制度概要： 1人につき1年間に110万円までの範囲内であれば非課税で贈与可能

注意点	①受け取る人あたりの金額です。複数人からもらっても、その合計に対して課税されます。 ②あくまでも「贈与」なので、親が子供の名義で貯金し、通帳・印鑑を親が管理していると、「贈与」と認められないケースもあり、適切な手続きが必要です。 ③相続人の場合は、相続が発生した時から3年間は「贈与」が認められません。(孫はOK)
-----	--

非課税の範囲で	評価額減	8,800,000円	A, B, C + 孫5名 → 最大 8名×110万/年
	効果	2,640,000円	8,800,000円×30%
早期の贈与を	評価額減	14,200,000円	A, B × 110万 + C・孫5名 × 200万
	効果	3,780,000円	効果 : 14,200,000円×30%=4,260,000 贈与税 : (200万-110万)×10%×6名=480,000

①贈与の記録を明確にし、贈与したお金が使えないようにするためには「生命保険」の活用が効果的です。(相続開始後は、払込済にするor各人にて支払うの選択可)

②万が一の場合は、生命保険の解約により現金化する事も可能です。

③相続人は3年間遡る可能性があるため、二次相続も考慮すると、孫の比率を高めておくことが効果的です。

贈与税比率

贈与価格	税率	控除額
1,100,000	0%	0
2,000,000	10%	0
3,000,000	15%	100,000
4,000,000	20%	250,000
6,000,000	30%	650,000
10,000,000	40%	1,250,000
10,000,001	50%	2,250,000

⑤扶養義務の利用

制度概要： 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

評価額減	7,200,000円	20万/月×12か月×3年
効果	2,160,000円	7,200,000円×30%

①生活費として「使い切る」ことが条件となります。

②〇〇様の口座から支払いをするのも、支払いを明確にするひとつの方法です。

参考：国税庁ホームページ抜粋

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

(注) 1 「扶養義務者」とは、次の者をいいます。

- ① 配偶者
- ② 直系血族及び兄弟姉妹
- ③ 家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
- ④ 三親等内の親族で生計を一にする者

なお、扶養義務者に該当するかどうかは、贈与の時の状況により判断します。

2 「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除きます。）をいいます。また、治療費や養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除きます。）を含みます。

3 「教育費」とは、被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られません。

贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます。

⑥生命保険の活用

制度概要： 生命保険をかけることで、現金に比べ20%低い評価になる。

評価額減	4,000,000円	20,000,000円×20%
効果	1,200,000円	4,000,000円×30%

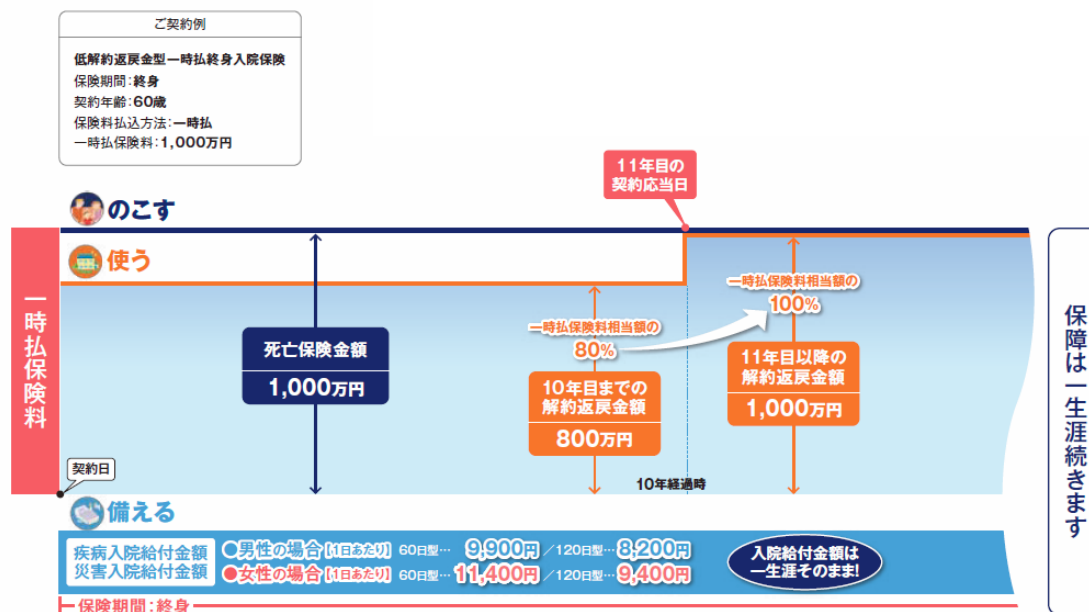
保険契約について

- ・契約者：〇〇様
- ・被保険者：●●様
- ・受取人：〇〇様

注意点等

- ①契約・支払いをすれば対策が完了します。
- ②解約は可能だが、契約後10年間は80%しか返金されないため要注意。
- ③相続時に契約者を雅史様にすることで、二次相続の対策も可能

保険イメージ



⑦養子縁組

制度概要： 3000万円＋相続人×600万までが非課税となるが、養子により「相続人」を増やす。

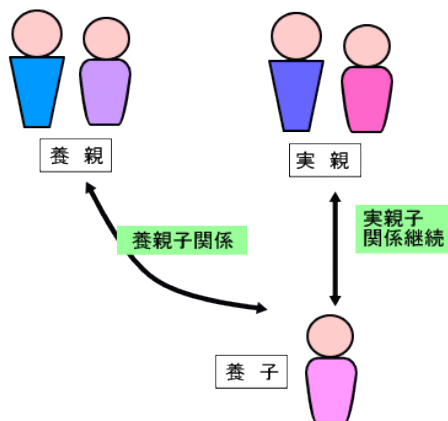
養子の子供は1人まで「相続人」として認められる。

評価額減	6,000,000円	非課税枠 600万円/人
効果	2,000,000円	6,000,000円×30%

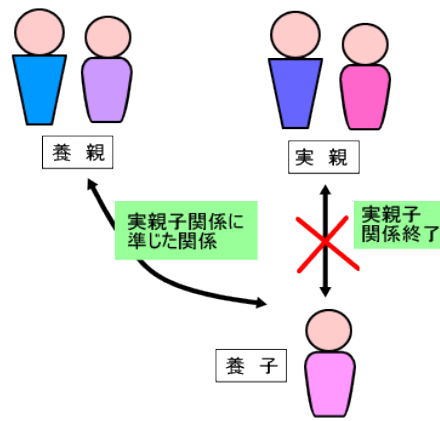
①「普通養子縁組制度」を利用した場合、実親子関係は存続するため、実親からの相続も可能。

② 1名までであるため、1名を養子にすればよいが、誰を養子にするかという課題はある。

普通養子縁組制度



特別養子縁組制度



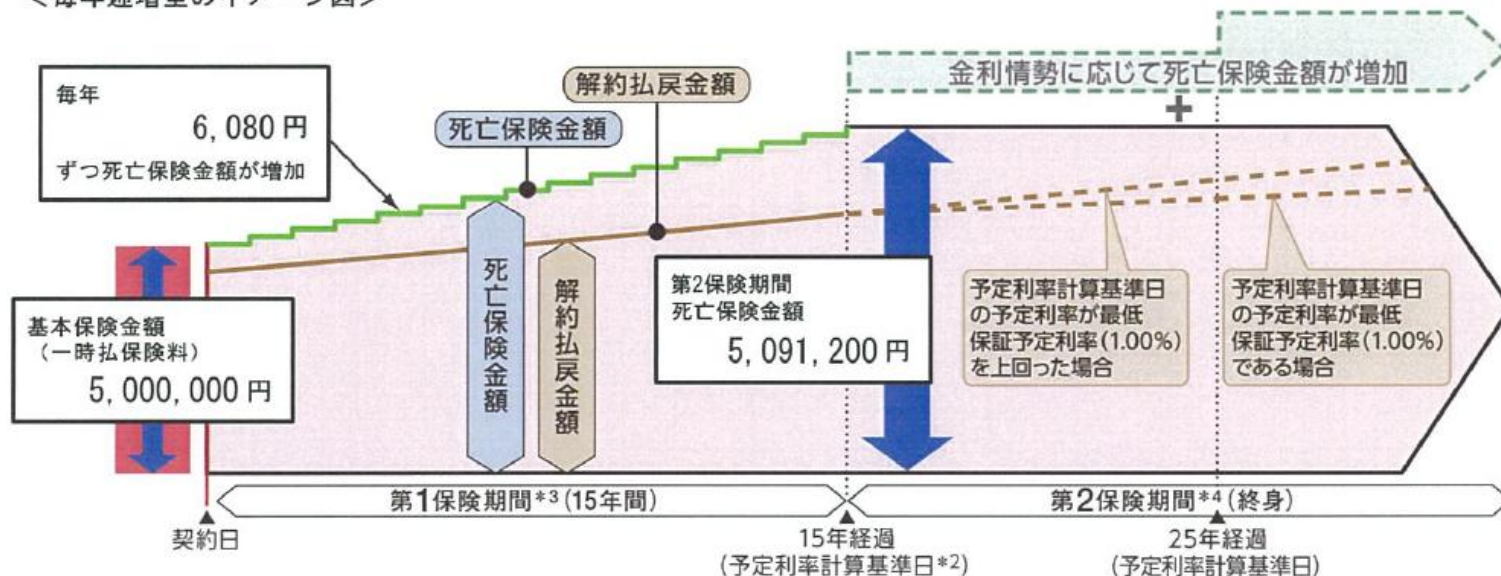
⑧死亡保険金の活用

制度概要： 死亡保険金については、500万円×相続人の数 まででは非課税となる。

評価額減	15,000,000円	500万円×3名（配偶者+子2名）
効果	4,500,000円	15,000,000円×30%

- ①契約＋保険金支払いをすれば対策が完了するため、取り組みやすい対策です。
- ②一括払いでの支払いとなりますが、万が一の場合は解約し現金化することも可能です。

＜毎年通増型のイメージ図＞



⑨死亡退職金・弔慰金の利用

制度概要： 役員の死亡時に、法人より支払われる「死亡退職金」「弔慰金」については、
一定の範囲内で非課税になり、相続対象金額を軽減することが可能。

①死亡退職金

相続人の数 × 500万 までが非課税となる。

退職金の目安： 死亡時の月額給与 × 在任年数 × 2～3 倍

②弔慰金

死亡時のふつう給与の半年分までが非課税

※上記金額を支払うための「規定」の整備が必要

※そもそも、法人に現金がある場合は効果があるが、借り入れをしてまでするものではない。

という点から、今回、規定等の整備はご提案いたしますが、具体的な検討については、〇〇の今後の資金状況をみながら、再検討された方が良く考えます。